

	表1 保育所財産処分の場合								
	総事業費 千円	国補助 千円	残存年数 年	処分制限 期間 年	有償譲渡 の場合に 譲渡額に 掛ける割 合	有償譲渡額 が、下記の 場合の国庫 納付額 千円	XかYのう ちどちら か安い方 千円	残存割合	国庫納付上 限額 千円
	A	B	C	D	E=B/A	X=譲渡額xE	XorY	C/D	Y=残存割合 x国庫補助金
松沢保育所	72,350	43,944	5	47	0.607381	3,644	3,644	0.106383	4,675
北蟹谷保育所	83,200	46,077	12	47	0.55381	3,323	3,323	0.255319	11,764
薮波保育所	77,520	49,026	4	47	0.63243	3,795	3,795	0.085106	4,172
東蟹谷保育所	107,000	36,228	14	47	0.338579	2,031	2,031	0.297872	10,791
正得保育所	108,665	41,571	19	47	0.382561	2,295	2,295	0.404255	16,805
荒川保育所	120,400	64,611	8	47	0.536636	3,220	3,220	0.170213	10,998
若林保育所	21,450	11,632	1	47	0.542284	3,254	247	0.021277	247
7 保育所計	590,585	293,089				21,562	18,556		59,453

仮に 1 保育所平均の譲渡額→ 6,000

表2 林業再生事業補助金の返還推計								
	総事業費 千円	国補助 千円	木質化工 事時期	耐用年数 年	補助金返 還実績 千円	閉鎖予定 時期	活用期間 年	補助金返還 予測 千円
	F	G	H	K		L	M=L-H	$N=Gx(K-M)/K$
松沢保育所								
北蟹谷保育所	3,864	3,677	2011.3	21		2020.3	9	2,101
薮波保育所								
東蟹谷保育所	3,465	3,377	2011.1	23		2020.3	9	2,056
正得保育所	2,457	2,339	2011.1	28		2020.3	9	1,587
荒川保育所	4,788	4,466	2011.1	17		2020.3	9	2,102
若林保育所	3,045	2,868	2011.1	11		2020.3	9	521
保育所合計	17,619	16,727						8,367
石動幼稚園	9,335	9,051	2011.12	14	4,924	2018.3	7	

表1 保育所財産処分の場合の補助金返還について  
(補助金適正化法に基づく試算)

◎ 10年以上経過した保育所を無償譲渡の場合、補助金返還はゼロ

◎ 有償譲渡の場合、譲渡額に総事業費に占める国補助の割合を掛けた額が返還を求められる。

7 保育所を仮にそれぞれ600万円で譲渡した場合の試算額1855万円

但し、上限額があり、国補助金に残存年数の割合を掛けたものが上限額となる。

表2 農林水産省の林業再生事業補助金

石動幼稚園の例で試算すると、返還額は計836万円と試算される。これが上記、財産処分の補助返還額に加算される。